

施設等利用費請求金額内訳書

【令和 年 月～令和 年 月分】

認定子どもの氏名					合計請求金額	円
特定子ども・子育て支援の内容	<input type="checkbox"/> 預かり保育事業	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	<input type="checkbox"/> 病児保育	<input type="checkbox"/> ファミリーサポートセンター事業	

・預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、ファミリーサポートセンター事業の利用料について※1

①	フリガナ		所在地	〒	—
	施設・事業名		電話番号		
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間額
②	フリガナ		所在地	〒	—
	施設・事業名		電話番号		
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間額
③	フリガナ		所在地	〒	—
	施設・事業名		電話番号		
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間額
利用年月※3	預かり保育事業に支払った月額利用料 (a) ※4 ※5	認可外保育施設、一時預かり事業・病児保育・ファミリーサポートセンター事業に支払った月額合計利用料 (b) ※4	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※6	請求額 (cとdを比較して小さい方の額)
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円

- ※1 ①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、別紙又は余白等に記載して下さい。
- ※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。
- ※3 施設等利用費の給付額は月ごとに算出してください。
- ※4 記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。
なお、ファミリーサポートセンター事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書を添付して下さい。
- ※5 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)
- ※6 月額上限額は、①特定教育・保育給付を受けて預かり保育事業等を利用する者については施設等利用給付第2号認定の場合月額11,300円、第3号認定の場合16,300円(ただし、第2号・第3号ともにその月の利用日数×450円まで)、②特定教育・保育給付を受けておらず認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用する者については各事業等合わせて、施設等利用給付第2号認定の場合月額37,000円、第3号認定の場合42,000円です。
(途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、転出入がある場合の月額限度額は次の注意事項を参照してください。)

注意事項

- 1 途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
 - ・途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：月額上限額×転出日までの日数÷その月の日数
 - ・途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：月額上限額×転入先での認定日からの日数÷その月の日数
- 2 請求額の算定に誤りがある場合は、該当月に係る施設等利用費の給付ができません。施設等利用費の審査にあたり誤りが発見された場合、請求書の内容を訂正していただくか、改めて該当月分の請求書を提出していただく必要があります。

請求金額内訳書(記入例)
赤字部分について記入をお願いします。

利用費請求金額内訳書
【令和3年4月～令和3年5月分】

認定子どもの氏名	飯能 保		合計請求金額	36,400 円	
特定子ども・子育て支援の内容	<input type="checkbox"/> 預かり保育事業	<input checked="" type="checkbox"/> 認可外保育施設	<input checked="" type="checkbox"/> 一時預かり事業	<input type="checkbox"/> 病児保育	<input type="checkbox"/> ファミリーサポートセンター事業

・預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、ファミリーサポートセンター事業の利用料について※1

①	フリガナ	ムーマホイクシツ	所在地	〒 357 - **** 飯能市〇〇××-××
	施設・事業名	むーま保育室	電話番号	042-×××-××××
	契約している利用料※2	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 16,000 円 <input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間額	
②	フリガナ	ハンノウホイクシヨ	所在地	〒 357 - **** 飯能市〇〇-××××
	施設・事業名	はんのう保育所	電話番号	042-×××-〇〇〇〇
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額	<input checked="" type="checkbox"/> 日額 2,200 円 <input type="checkbox"/> 時間額	円
③	フリガナ			
	施設・事業名			
	契約している利用料※2		円	

請求する期間に利用した施設等について記入してください。
認可外保育施設等を複数利用し、それぞれの利用料を合算して給付請求をする場合はすべての施設等について記入が必要です。

利用年月※3	預かり保育事業に支払った月額利用料 (a) ※4 ※5	認可外保育施設、一時預かり事業・病児保育・ファミリーサポート・センター事業に支払った月額合計利用料 (b) ※4	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※6	請求額 (cとdを比較して小さい方の額)
令和 3 年 4 月	円	16,000 円	16,000 円	37,000 円	16,000 円
令和 3 年 5 月	円	20,400 円	20,400 円	37,000 円	20,400 円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円

- ※1 ①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、別紙又は余白等に記載して下さい。
- ※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定し、月額欄の口にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。
- ※3 施設等利用費の給付額は月ごとに算出して下さい。
- ※4 記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。
なお、ファミリーサポートセンター事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書を添付して下さい。
- ※5 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)
- ※6 月額上限額は、①特定教育・保育給付を受けて預かり保育事業等を利用する者については施設等利用給付第2号認定の場合月額11,300円、第3号認定の場合16,300円(ただし、第2号・第3号ともにその月の利用日数×450円まで)、②特定教育・保育給付を受けておらず認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用する者については各事業等合わせて、施設等利用給付第2号認定の場合月額37,000円、第3号認定の場合42,000円です。
(月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、転出入がある場合の月額限度額は次の注意事項を参照して下さい。)

注意事項

- 1 月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
 - ・月途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：月額上限額×転出日までの日数÷その月の日数
 - ・月途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：月額上限額×転入先での認定日からの日数÷その月の日数
- 2 請求額の算定に誤りがある場合は、該当月に係る施設等利用費の給付ができません。施設等利用費の審査にあたり誤りが発見された場合、請求書の内容を訂正していただくか、改めて該当月分の請求書を提出していただく必要があります。